

令和6年度新技術を用いた「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」の将来的な在り方検討委託業務に係る企画書等審査の手順

1 企画書審査委員会による審査

大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ内に設置する「令和6年度新技術を用いた「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」の将来的な在り方検討委託業務に係る企画書審査委員会」（委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について、企画提案会実施後、審査を行う。

企画書審査委員会の構成

委員長	大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室	参事官
委員	大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室	参事官補佐
	大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室	係長
	大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室	環境専門員

*委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課（室）の者を代理として出席させることができる。

2 企画書等の審査方法

(1) 「令和6年度新技術を用いた「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」の将来的な在り方検討委託業務に関する企画書等審査基準及び採点表」（別添3）に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】	5点満点	10点満点	15点満点	20点満点
・秀	5点	} × 2	} × 3	} × 4
・優	4点			
・良	3点			
・準良	2点			
・可	1点			
・不可	0点			

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。ただし、優秀な企画書等の提出が無かった場合は、この限りではない。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「秀」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「秀」の数と同数の場合は、「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「優」の数も同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「良」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

3 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を大臣官房会計課長へ報告し、同会計課長を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。